

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年2月10日

**【四半期会計期間】** 第66期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

**【会社名】** 株式会社ヨロズ

**【英訳名】** YOROZU CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 佐藤和己

**【本店の所在の場所】** 神奈川県横浜市港北区樽町三丁目7番60号

**【電話番号】** 045(543)6800(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役財務部長 佐草彰

**【最寄りの連絡場所】** 神奈川県横浜市港北区樽町三丁目7番60号

**【電話番号】** 045(543)6800(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役財務部長 佐草彰

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次	第65期 第3四半期連結 累計期間	第66期 第3四半期連結 累計期間	第65期 第3四半期連結 会計期間	第66期 第3四半期連結 会計期間	第65期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	57,233	77,747	21,982	25,900	82,018
経常利益 (百万円)	2,624	7,199	1,657	2,745	4,713
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,096	3,890	1,341	1,615	1,841
純資産額 (百万円)			37,784	43,411	39,972
総資産額 (百万円)			66,157	76,765	72,845
1株当たり純資産額 (円)			1,866.82	2,078.33	1,956.30
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	64.48	228.74	78.91	95.00	108.30
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	54.43	192.80	66.62	80.05	91.40
自己資本比率 (%)			48.0	46.0	45.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,552	11,812			4,820
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,603	2,527			3,461
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	35	2,179			3,134
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)			7,211	20,216	13,671
従業員数 (名)			3,617	3,770	3,649

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）にて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

なお、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	3,770 (707)
---------	----------------

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

### (2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	340 (33)
---------	-------------

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
日本 (百万円)	10,142	
北米 (百万円)	8,013	
アジア (百万円)	7,085	
合計 (百万円)	25,241	

(注) 1 金額は、販売価格によっております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比 (%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比 (%)
日本	9,109		10,764	
北米	8,929		7,508	
アジア	7,532		7,459	
合計	25,571		25,732	

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
日本 (百万円)	9,755	
北米 (百万円)	8,159	
アジア (百万円)	7,984	
合計 (百万円)	25,900	

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
日産自動車(株)	4,130	18.8	5,974	23.1
東風汽車有限公司	2,846	12.9	3,548	13.7
米国日産自動車製造会社	2,172	9.9	2,449	9.5

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。



## 2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成22年11月6日開催の取締役会決議に基づき平成22年11月9日に合弁契約の調印を行いました。

### 1 合弁契約の内容

当社は、急成長するインドでのビジネスチャンスを活かすべく、かねてよりインドでの技術支援先でありますJBMグループ会社 JBM Auto System Private Limited（インド共和国タミル・ナドゥ州チェンナイ市）との合弁により生産子会社を新設することにいたしました。

### 2 設立する新会社の概要

- (1) 名称 : Yorozu JBM Automotive Tamil Nadu Private Limited
- (2) 所在地 : インド共和国タミル・ナドゥ州チェンナイ市
- (3) 総投資額 : 約50億円
- (4) 資本金 : 15億ルピー（約28億円相当）
- (5) 株主構成 : 当社 93.33% JBM Auto System 6.67%
- (6) 代表者 : 社長 小島 優一
- (7) 事業内容 : 自動車用サスペンション部品及び関連部品の製造・販売

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの四半期連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

### (2) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間における世界経済は、中国やインドを始めとする新興国経済が牽引役となり、地域によりばらつきがあるものの緩やかに回復が進んでおります。しかしながら、日米欧の景気減速懸念や急激な円高の進行などもあり、世界経済の先行きは不透明な状況にあります。

自動車業界におきましては、新興国の旺盛な需要を背景に増産基調が持続しており、日本を始めとした先進国においても、徐々に需要の回復が見られました。

このような状況下におきまして、当第3四半期連結会計期間の業績は、得意先生産のアジアでの伸長と日本及び北米での回復を受け、売上高は前年同期比17.8%増の25,900百万円となりました。

利益面では、「最大の効率と徹底したミニマムコスト」をポリシーとし、全社を挙げての原価低減活動の結果、営業利益は前年同期比70.9%増の2,772百万円、四半期純利益も前年同期比20.4%増の1,615百万円となりました。

セグメントの状況は、以下のとおりであります。

(1) 日本

主要得意先であります日産自動車を始め各自動車メーカーの生産は、エコカー減税や補助金、更に輸出の回復も後押しとなり増加しました。これらによる部品売上の増加に加え、国内・海外における新車の立上がりによる金型・設備売上也増加し、売上高は前年同期比18.2%増の12,469百万円となり、セグメント利益は1,068百万円となりました。

(2) 北米

リーマンショックの影響により落ち込んでいた自動車生産は回復傾向にあり、売上高は前年同期比8.3%増の8,247百万円となりました。利益面では、最適生産体制とするためにヨロズオートモーティブノースアメリカ社(YANA)の操業を休止し、2009年12月に全ての生産をヨロズオートモーティブテネシー社(YAT)へ集約したこと等により、セグメント利益は299百万円となりました。

営業面では積極的な拡販活動の結果、YATでは北米として初めて米国日野より車体部品を受注し、昨年5月に納入を開始いたしました。

また、品質面では改善活動の結果、米国三菱より品質優良賞を受賞いたしました。

更にヨロズメヒカーナ社(YMEX)では、メキシコ日産より品質優良賞を受賞し、更にメキシコホンダより品質・納入賞の受賞も決まっております。

(3) アジア

中国およびタイの自動車生産が好調に推移したことにより、売上高は前年同期比33.2%増の7,999百万円となり、セグメント利益は1,336百万円となりました。

昨年度低調であったタイの自動車生産は、輸出の急激な回復と政府のエコカー政策などにより、今年度は過去最高となる見込みです。

ヨロズタイランド社(YTC)は日本から全量タイに生産移管された日産マーチの部品を昨年3月から納入しており、更に他社から販売されるエコカーの部品も受注しております。

これらによりYTCの年間売上は過去最高となる見込みであります。

中国の广州萬宝井汽車部件有限公司(G-YBM)では、昨年引き続き自動車優遇政策を追い風とした内陸部での販売好調により、当初計画を大幅に上回る売上となりました。

中国自動車産業は今後も成長が期待でき、主要得意先である日産、ホンダ等は2011年度以降も増産基調を強めております。

この増産に対応するため湖北省武漢市に武漢萬宝井汽車部件有限公司(W-YBM)を設立し、2011年7月の稼働開始を計画しております。

また、急成長するインドの自動車需要を受け、インドでのビジネスチャンスを活かすべく、南部のタミル・ナドゥ州チェンナイにYorozu JBM Automotive Tamil Nadu Private Limited(YJAT)を設立し、2011年12月の稼働開始を計画しております。

(3) 財政状態の分析

(資産の部)

流動資産は、前連結会計年度末と比べ6,728百万円増加の45,412百万円となりました。

これは、主として「現金及び預金」が6,544百万円増加、「受取手形及び売掛金」が1,173百万円増加したことなどによります。固定資産は、前連結会計年度末と比べ2,807百万円減少の31,353百万円となりました。これは、主として「有形固定資産」が減価償却などにより2,897百万円減少したことなどによります。この結果、総資産は前連結会計年度末と比べ3,920百万円増加の76,765百万円となりました。

(負債の部)

流動負債は、前連結会計年度末と比べて6,877百万円増加の25,581百万円となりました。これは、「その他」に含まれる1年以内償還予定の新株予約権付社債が4,305百万円増加、「支払手形及び買掛金」が1,884百万円増加、「未払法人税等」が608百万円増加したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末と比べ6,395百万円減少の7,773百万円となりました。これは、「新株予約権付社債」が4,305百万円減少、「長期借入金」が1,782百万円減少したことなどによります。

この結果、負債合計は前連結会計年度末と比べ482百万円増加の33,354百万円となりました。

(純資産の部)

純資産合計は、前連結会計年度末と比べ3,438百万円増加の43,411百万円となりました。これは、「為替換算調整勘定」が1,268百万円減少したものの、「利益剰余金」が3,615百万円、「少数株主持分」が1,312百万円増加したことなどによるものです。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」）は、前第3四半期連結会計期間末に比べて13,004百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末には20,216百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に比べ4,224百万円増加しました。前年同期に対する主な増加要因は、売上債権が3,376百万円及び棚卸資産が1,246百万円減少したためであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に比べ1,443百万円減少しました。前年同期に対する主な減少要因は、有形固定資産の取得による支出が1,451百万円減少したためであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に比べ579百万円増加しました。前年同期に対する主な増加要因は、少数株主の株式払込額が443百万円増加していることと、長期借入金の返済による支出が減少したことにより166百万円増加したためであります。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、378百万円であります。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループを取り巻く事業環境は、グローバルレベルでの価格競争力はもとより、グローバル競争力、システム化/モジュール化製品供給能力でのサバイバルな選別がますます加速されております。

そのような状況下にあります。益々製品開発供給能力及び技術力並びに品質システムにおいて競合他社を凌駕することが経営成績に大きく影響を与えるものと認識しております。また、当社グループの経営成績における海外依存度は高い比率で推移しております。これは、海外戦略の効果の表れであり、国内需要の低迷を海外でカバーしているためであります。

(8) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めておりますが、世界的な自動車部品事業のビジネス環境の変化を鑑みると、当社グループを取り巻く事業環境は、さらに厳しさを増すと認識しております。

このような状況の中で、当社グループは、生き残りをかけて「最大の効率と徹底したミニマムコスト」をポリシーとし、「モノ造り改革」及び「教育改革」を進め、「競争力あるヨロズグループ」構築のために経営改革を進めているところであります。



### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設計画は以下のとおりであります。

会社名	所在地	設備の内容	投資予定額(百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
			総額	既支払額			
武漢萬宝井汽車 部件有限公司	中華人民共和国 湖北省武漢市	工場等設備	7,200	208	自己資金	平成22年8月	平成23年9月

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	64,000,000
計	64,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,455,636	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は、100株でありま す。
計	21,455,636	同左		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### (イ)新株予約権付社債

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	4,305
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,135,927(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成18年10月2日～平成23年9月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	(注) 6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権付社債の残高(百万円)	4,305

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。本新株予約権の目的である当社普通株式の株式数は、本新株予約権に係る本社債の金額の総額を下記(注) 2 に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

2 本新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。
- (2) 転換価額は、1,372.80円とする。ただし、(3)に定めるところにより調整されることがある。  
なお、転換価額とは、本新株予約権の行使により当社普通株式を発行又は当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をいう。
- (3) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a. 本号 bに定める時価を下回る金額を募集株式の払込金額として、その発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）。
- 調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社普通株式の株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- b. 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合。
- 調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。
- c. 本号 bに定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本号 bに定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、
- 調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。また、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- 上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- d. 本号 cにおける対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

- e. 本号 a から c の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 a から c にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。
- この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、単元未満株式については、株券を交付しない。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額} \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- a. 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- b. 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし本号 e の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- c. 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本号 b の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- d. 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後の転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額とする。
- e. 本号 a から c に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本号 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- 本号 の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- a. 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- b. その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- c. 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- 3 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 4 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日以降本新株予約権を行使することができないものとし、当社が本新株予約権付社債を買入れ、当該各新株予約権付社債について各社債を消却した場合における本新株予約権についても同様とする。また、各新株予約権の一部については、行使することができない。
- 5 本新株予約権付社債は、会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
- 6 各新株予約権の行使に際しては、当該各新株予約権に係る各社債の全部を出資するものとし、その価額は、本社債の金額と同額とする。

(口)新株予約権

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成21年11月16日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	314(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31,400 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年12月3日～平成51年12月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 912.90 資本組入額 457
新株予約権の行使の条件	募集新株予約権者は、平成21年12月3日～平成51年12月2日の期間内において、当社の取締役ならびに執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。

なお、本取締役会決議日以降、当社が普通株式の株式分割、普通株式の無償割当て又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

(注)株式の無償割当ての場合は、無償割当て後の発行済株式総数(自己株式を除く)を無償割当て前の発行済株式総数(自己株式を除く)をもって除した商をもって上記比率とする。

調整後株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

又、上記のほか、本取締役会決議日以降、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、取締役会の決議により、合理的な範囲で調整を行う。

これら、目的となる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知する。ただし、当該適用の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知する。

2 募集新株予約権1個と引換えに払い込む金額(以下「払込金額」という)は、割当日における募集新株予約権1個当たりの公正価額(ブラック・ショールズ・モデルにより同日の東京証券取引所の終値をもとに算出)とする。なお、募集新株予約権の対象者が当社に対して有する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込請求権とを割当日において合意相殺する。

以上より、募集新株予約権は、新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないが、ブラック・ショールズ・モデルにより算出される公正価額発行であり、当該者に特に有利な条件による発行にはあたらない。

3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行す

るものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(ア) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(イ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ウ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注1)に準じて決定する。

(エ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(ウ)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(オ) 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(カ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

・ 資本金

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(以下、「資本金等増加限度額」という。)の2分の1に相当する額とする。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとする。

・ 資本準備金

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から前項に定める資本金の額を控除した額とする。

ただし、募集新株予約権の行使に対して、自己株式を交付するときは資本金および資本準備金への組入れ額はない。

(キ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とするものとする。

(ク) 新株予約権の取得条項

新株予約権者が、法令または当社の内部規定に対して重大な違反をした場合において、当社は新株予約権者の新株予約権全部を無償で取得することができるものとする。

その他の取得事由および条件については新株予約権発行の取締役会決議の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契約書」に定める。

(ケ) その他の新株予約権の行使の条件

募集新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役ならびに執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。

平成22年11月18日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	394
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	39,400 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1(注) 2
新株予約権の行使期間	平成22年12月4日～平成52年12月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,174.18 資本組入額 588
新株予約権の行使の条件	募集新株予約権者は、平成22年12月4日～平成52年12月3日の期間内において、当社の取締役ならびに執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

- (注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。
- なお、本取締役会決議日以降、当社が普通株式の株式分割、普通株式の無償割当て又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率
- (注)株式の無償割当ての場合は、無償割当て後の発行済株式総数(自己株式を除く)を無償割当て前の発行済株式総数(自己株式を除く)をもって除した商をもって上記比率とする。
- 調整後株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。
- 又、上記のほか、本取締役会決議日以降、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、取締役会の決議により、合理的な範囲で調整を行う。
- これら、目的となる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知する。
- 2 募集新株予約権1個と引換えに払い込む金額(以下「払込金額」という)は、割当日における募集新株予約権1個当たりの公正価値(ブラック・ショールズ・モデルにより同日の東京証券取引所の終値をもとに算出)とする。なお、募集新株予約権の対象者が当社に対して有する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込請求権とを割当日において合意相殺する。
- 以上より、募集新株予約権は、新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないが、ブラック・ショールズ・モデルにより算出される公正価値発行であり、当該者に特に有利な条件による発行にはあたらない。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (ア) 交付する再編対象会社の新株予約権の数



残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (イ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (ウ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注1)に準じて決定する。
- (エ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(ウ)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (オ) 新株予約権を行使することができる期間  
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (カ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ・ 資本金  
募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(以下、「資本金等増加限度額」という。)の2分の1に相当する額とする。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとする。
  - ・ 資本準備金  
募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から前項に定める資本金の額を控除した額とする。  
ただし、募集新株予約権の行使に対して、自己株式を交付するときは資本金および資本準備金への組入れ額はない。
  - (キ) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とするものとする。
  - (ク) 新株予約権の取得条項  
新株予約権者が、法令または当社の内部規定に対して重大な違反をした場合において、当社は新株予約権者の新株予約権全部を無償で取得することができるものとする。  
その他の取得事由および条件については新株予約権発行の取締役会決議の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契約書」に定める。
  - (ケ) その他の新株予約権の行使の条件  
募集新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役ならびに執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年12月31日		21,455		3,472		4,160

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、株式会社みずほ銀行及び共同保有者から、平成22年12月22日付で提出された大量保有報告書により、平成22年12月15日現在で1,370千株(6.32%)を保有している旨の報告を受けていますが、当社として当第3四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、当該報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号	842	3.89

みずほ証券 株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	319	1.47
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	168	0.78
みずほインベスターズ証券 株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号	40	0.19
計		1,370	6.32

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,446,300		権利内容に何らかの限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,006,600	170,066	同上
単元未満株式	普通株式 2,736		同上
発行済株式総数	21,455,636		
総株主の議決権		170,066	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が、200株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式92株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ヨロズ	神奈川県横浜市港北区樽 町3-7-60	4,446,392		4,446,392	20.72
計		4,446,392		4,446,392	20.72

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,521	1,450	1,441	1,344	1,416	1,453	1,413	1,402	1,491
最低(円)	1,273	1,235	1,282	1,214	1,236	1,242	1,290	1,330	1,359

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	20,216	13,671
受取手形及び売掛金	15,118	13,944
製品	2,003	3,852
原材料及び貯蔵品	668	1,138
部分品	1,214	807
仕掛品	1,844	1,194
その他	4,365	4,103
貸倒引当金	18	28
流動資産合計	45,412	38,683
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具(純額)	13,351	14,381
その他(純額)	10,891	12,759
有形固定資産合計	24,243	27,140
無形固定資産		
その他	161	190
無形固定資産合計	161	190
投資その他の資産	6,948	6,830
固定資産合計	31,353	34,161
資産合計	76,765	72,845
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,053	11,168
短期借入金	1,740	2,490
未払法人税等	1,293	685
賞与引当金	553	814
役員賞与引当金	34	47
その他	8,906	3,496
流動負債合計	25,581	18,703
固定負債		
新株予約権付社債	-	4,305
長期借入金	5,076	6,859
退職給付引当金	680	785
資産除去債務	7	-
その他	2,007	2,219
固定負債合計	7,773	14,169
負債合計	33,354	32,872

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,472	3,472
資本剰余金	5,435	5,435
利益剰余金	40,975	37,359
自己株式	3,877	3,881
株主資本合計	46,006	42,386
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,357	1,624
為替換算調整勘定	12,013	10,745
評価・換算差額等合計	10,656	9,120
新株予約権	74	32
少数株主持分	7,985	6,673
純資産合計	43,411	39,972
負債純資産合計	76,765	72,845

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	57,233	77,747
売上原価	49,305	64,191
売上総利益	7,927	13,555
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 5,279	<sup>1</sup> 6,132
営業利益	2,648	7,423
営業外収益		
受取利息	33	42
受取配当金	47	62
デリバティブ評価益	33	-
その他	88	62
営業外収益合計	202	167
営業外費用		
支払利息	183	150
デリバティブ評価損	-	58
為替差損	39	177
その他	4	5
営業外費用合計	226	391
経常利益	2,624	7,199
特別利益		
固定資産売却益	1	3
貸倒引当金戻入額	-	8
保険解約返戻金	4	0
その他	0	-
特別利益合計	5	11
特別損失		
固定資産売却損	1	3
固定資産廃棄損	78	48
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	7
減損損失	596	50
その他	7	20
特別損失合計	683	130
税金等調整前四半期純利益	1,946	7,081
法人税等	<sup>2</sup> 223	<sup>2</sup> 2,022
少数株主損益調整前四半期純利益	-	5,059
少数株主利益	626	1,168
四半期純利益	1,096	3,890



## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	21,982	25,900
売上原価	18,581	20,998
売上総利益	3,401	4,902
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 1,778	<sup>1</sup> 2,129
営業利益	1,622	2,772
営業外収益		
受取利息	5	14
受取配当金	11	29
為替差益	46	-
デリバティブ評価益	10	-
その他	25	24
営業外収益合計	99	67
営業外費用		
支払利息	63	43
デリバティブ評価損	-	10
為替差損	-	38
その他	0	2
営業外費用合計	63	94
経常利益	1,657	2,745
特別利益		
固定資産売却益	0	1
貸倒引当金戻入額	-	0
その他	0	-
特別利益合計	0	1
特別損失		
固定資産売却損	0	2
固定資産廃棄損	71	48
減損損失	14	44
その他	0	0
特別損失合計	85	95
税金等調整前四半期純利益	1,565	2,652
法人税等	<sup>2</sup> 76	<sup>2</sup> 626
少数株主損益調整前四半期純利益	-	2,026
少数株主利益	300	410
四半期純利益	1,341	1,615

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	1,946	7,081
減価償却費	3,959	4,532
減損損失	596	50
株式報酬費用	32	42
貸倒引当金の増減額（は減少）	2	8
賞与引当金の増減額（は減少）	214	268
退職給付引当金の増減額（は減少）	247	81
役員賞与引当金の増減額（は減少）	2	13
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	207	-
受取利息及び受取配当金	81	104
支払利息	183	150
為替差損益（は益）	49	48
有形固定資産売却損益（は益）	0	0
有形固定資産廃棄損	78	48
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	7
デリバティブ評価損益（は益）	33	58
売上債権の増減額（は増加）	1,640	1,791
有償支給未収入金の増減額（は増加）	322	430
たな卸資産の増減額（は増加）	597	1,049
未収入金の増減額（は増加）	335	10
その他の資産の増減額（は増加）	106	46
仕入債務の増減額（は減少）	1,275	2,323
未払消費税等の増減額（は減少）	30	133
その他の負債の増減額（は減少）	294	852
小計	2,185	13,546
利息及び配当金の受取額	81	104
利息の支払額	189	163
法人税等の支払額	524	1,675
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,552	11,812
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	2,680	2,552
有形固定資産の売却による収入	1	23
無形固定資産の取得による支出	3	32
貸付けによる支出	1	1
貸付金の回収による収入	10	24
その他の支出	1	1
その他の収入	71	12
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,603	2,527

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	1,900	-
短期借入金の返済による支出	2,400	-
長期借入れによる収入	2,192	-
長期借入金の返済による支出	832	2,370
リース債務の返済による支出	-	6
自己株式の処分による収入	-	0
自己株式の取得による支出	0	-
配当金の支払額	272	306
少数株主への配当金の支払額	623	635
少数株主からの払込みによる収入	-	1,139
財務活動によるキャッシュ・フロー	35	2,179
現金及び現金同等物に係る換算差額	375	561
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	710	6,544
現金及び現金同等物の期首残高	7,921	13,671
現金及び現金同等物の四半期末残高	7,211	20,216

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
1 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 ヨロズオートモーティブミシシッピ社(連結子会社)について、前連結会計年度に清算手続きが終了したため、第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。 第2四半期連結会計期間より、新たに設立した武漢萬宝井汽車部件有限公司を連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 14社</p>
2 会計処理基準に関する事項の変更	<p>「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の税金等調整前四半期純利益は、7百万円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
(四半期連結損益計算書関係)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p>

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
(四半期連結損益計算書関係)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
税金費用の計算	<p>税金費用については、連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額 63,609百万円	有形固定資産の減価償却累計額 61,958百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)																
<p>1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給与手当</td> <td>2,120百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>173</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>40</td> </tr> </table> <p>2 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。</p>	給与手当	2,120百万円	賞与引当金繰入額	173	役員退職慰労引当金繰入額	9	役員賞与引当金繰入額	40	<p>1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給与手当</td> <td>2,206百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>178</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>荷造運送費</td> <td>1,241</td> </tr> </table> <p>2 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。</p>	給与手当	2,206百万円	賞与引当金繰入額	178	役員賞与引当金繰入額	36	荷造運送費	1,241
給与手当	2,120百万円																
賞与引当金繰入額	173																
役員退職慰労引当金繰入額	9																
役員賞与引当金繰入額	40																
給与手当	2,206百万円																
賞与引当金繰入額	178																
役員賞与引当金繰入額	36																
荷造運送費	1,241																

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)														
<p>1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給与手当</td> <td>736百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>136</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>10</td> </tr> </table> <p>2 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。</p>	給与手当	736百万円	賞与引当金繰入額	136	役員賞与引当金繰入額	10	<p>1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給与手当</td> <td>711百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>138</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>荷造運送費</td> <td>441</td> </tr> </table> <p>2 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。</p>	給与手当	711百万円	賞与引当金繰入額	138	役員賞与引当金繰入額	10	荷造運送費	441
給与手当	736百万円														
賞与引当金繰入額	136														
役員賞与引当金繰入額	10														
給与手当	711百万円														
賞与引当金繰入額	138														
役員賞与引当金繰入額	10														
荷造運送費	441														

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金 7,211百万円	現金及び預金 20,216百万円
計 7,211百万円	計 20,216百万円
預入期間が3か月超の定期預金	預入期間が3か月超の定期預金
現金及び現金同等物 7,211百万円	現金及び現金同等物 20,216百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	21,455,636

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	4,446,405

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社			74
連結子会社			
合計			74

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	153	9.00	平成22年3月31日	平成22年6月1日
平成22年11月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	153	9.00	平成22年9月30日	平成22年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

当連結グループは、サスペンション部品、ボディメタル部品、エンジン部品等の輸送用機器部品の製造販売を主事業としている専門メーカーでありますので、当該セグメント以外に開示基準に該当するセグメントがありません。このため事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	8,576	7,533	5,873	21,982		21,982
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,977	82	132	2,192	(2,192)	
計	10,554	7,615	6,005	24,174	(2,192)	21,982
営業利益	779	121	866	1,767	(145)	1,622

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国

(1) 北米...アメリカ・メキシコ

(2) アジア...タイ・中国

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	23,186	19,551	14,495	57,233		57,233
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,173	268	192	4,635	(4,635)	
計	27,359	19,820	14,688	61,868	(4,635)	57,233
営業利益又は営業損失( )	1,088	12	1,546	2,623	25	2,648

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国

(1) 北米...アメリカ・メキシコ

(2) アジア...タイ・中国

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	北米	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	7,330	7,054	452	14,837
連結売上高(百万円)				21,982
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	33.3	32.0	2.0	67.4

- (注) 1 地域の区分は、地理的近接度によっております。  
 2 各区分に属する主な国  
 (1) 北米・・・アメリカ・カナダ・メキシコ  
 (2) アジア・・・タイ・韓国・中国・インドネシア  
 (3) その他の地域・・・イギリス・オーストラリア・アルゼンチン  
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	北米	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	19,519	14,813	676	35,009
連結売上高(百万円)				57,233
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	34.1	25.8	1.1	61.1

- (注) 1 地域の区分は、地理的近接度によっております。  
 2 各区分に属する主な国  
 (1) 北米・・・アメリカ・カナダ・メキシコ  
 (2) アジア・・・タイ・韓国・中国・インドネシア  
 (3) その他の地域・・・イギリス・オーストラリア・アルゼンチン  
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。



## 【セグメント情報】

### 1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、国内外において主に自動車用サスペンション部品等を生産・販売しており、国内では当社及び国内子会社が、海外では北米（米国・メキシコ）、アジア（タイ・中国）の各地域に製品を提供しております。各々の現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。従いまして、当社グループは、生産・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」、「北米」及び「アジア」の3つを報告セグメントとしております。

### 2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	日本	北米	アジア	計		
売上高						
外部顧客への売上高	31,110	24,531	22,105	77,747		77,747
セグメント間の内部売上高 又は振替高	4,791	267	60	5,119	(5,119)	
計	35,901	24,799	22,165	82,866	(5,119)	77,747
セグメント利益	2,947	872	3,531	7,351	72	7,423

(注) 1 セグメント利益の調整額 72百万円は、セグメント間取引額等であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	日本	北米	アジア	計		
売上高						
外部顧客への売上高	9,755	8,159	7,984	25,900		25,900
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,713	87	14	2,815	(2,815)	
計	12,469	8,247	7,999	28,716	(2,815)	25,900
セグメント利益	1,068	299	1,336	2,704	68	2,772

(注) 1 セグメント利益の調整額 68百万円は、セグメント間取引額等であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

### (追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

1. スtock・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名  
販売費及び一般管理費 46百万円
2. 当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役7、当社の執行役員11
株式の種類別ストック・オプション付与数(株)	普通株式 39,400
付与日	平成22年12月3日
権利確定条件	付与日(平成22年12月3日)以降、権利確定日まで継続して勤務していること
対象勤務期間	付与日以降各権利確定まで
権利行使期間	平成22年12月4日～平成52年12月3日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	1,173.18

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
2,078円33銭	1,956円30銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	43,411	39,972
普通株式に係る純資産額(百万円)	35,350	33,266
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	74	32
少数株主持分	7,985	6,673
普通株式の発行済株式数(千株)	21,455	21,455
普通株式の自己株式数(千株)	4,446	4,450
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	17,009	17,004

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	64円48銭	1株当たり四半期純利益金額	228円74銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	54円43銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	192円80銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	1,096	3,890
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,096	3,890
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	17,004	17,007
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	3,136	3,170
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった 潜在株式について前連結会計年度末から重要な変 動がある場合の概要		

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	78円91銭	1株当たり四半期純利益金額	95円00銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	66円62銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	80円05銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	1,341	1,615
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,341	1,615
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	17,004	17,009
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	3,136	3,177
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成22年11月8日開催の取締役会において、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 153百万円

1株当たりの金額 9円00銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成22年12月6日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

株式会社ヨロズ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大田原吉隆 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 本多茂幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヨロズの平成21年4月1日から平成22年3月1日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヨロズ及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 2月10日

株式会社ヨロズ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大田原吉隆 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 本多茂幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヨロズの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヨロズ及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。